

平成29年度に提出された報告から

特に多かった、その他のお問い合わせ・質問

いつの分ですか？

(今回は)平成29年6月1日から平成30年5月31日までに迎えた決算期が報告対象期間です。また第6・7面は平成30年6月1日の現況報告です。

詳細は同封の別紙をご覧ください。

実績がないのですが？

実績の有無にかかわらず、派遣事業者としての許可・届出を行っている(=登録がある)期間については、各年度の報告が義務付けられています。

(旧)特定派遣の事業者なのですが雇用安定措置は必要ですか？

いわゆる正社員等の無期雇用労働者の派遣については雇用安定措置の対象外ですが、反復して更新を行う場合を含めて雇用期間に定めている(=有期雇用)労働者の派遣については、雇用安定措置の対象となります。詳細は裏面をご覧ください。

請負事業とは何ですか？

客先で行う業務をまるごと受ける請負(委託)契約のことをいいます。人材派遣ではないので、客先での業務を行う者には客先からの指揮命令は発生しません。

特に多かった誤りの例

各報告様式の内容が一致しない。

派遣実績があるにもかかわらず、売上や時間に「0」の記入がある 等

労働者派遣事業報告書(様式11号)の様式が不足している。

実績が無い場合等も様式は省略せず1面から7面まですべて添付してください。

売上高が未記入、又は実績と一致しない。

派遣や請負の実績があるにもかかわらず、金額が「0円」又は金額の記入がない 等

実績の総数と内訳が一致しない。

各派遣実績の業務や期間別の内訳を記入する項目で、派遣の無期雇用と有期雇用の人数合計が派遣実績総人数と一致しない 等

キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数の記入がない。

キャリア・コンサルティングの窓口担当者については派遣実績が無くても記入が必要です。人数(内訳含む)の記入がない
内訳の人数と一致しない 等

関係派遣先派遣割合報告書(様式12号-2)について

- ①労働者派遣の実績欄に対象期間中で派遣労働者が就労した総労働時間の記入がない。
- ②関係派遣先への実績欄に取引先(グループ会社等でない)の労働時間を記入していた。

(裏面に続く)

③連結決算の有無の選択がない

④グループ企業の有無及び”有”の場合にその名称の記入がない。

記入例の補足

※ 必要な記入がない場合は「0」又は「該当なし」と判断する場合があります。

また、記入の不備・不足によっては、受理せず返却する場合があります。

第2面	<ul style="list-style-type: none">● 「(4)①労働安全衛生教育」に使用する号数（簡易名称表示）は下のとおり。<table border="1"><tr><td>第1号 機械等取扱</td><td>第2号 安全装置等取扱</td><td>第3号 作業手順</td><td>第4号 作業点検</td></tr><tr><td>第5号 疾病予防</td><td>第6号 整理整頓</td><td>第7号 事故対応</td><td>第8号 その他安全衛生の教育</td></tr></table>● 「(6)雇用安定措置」は「有期雇用」にて派遣された労働者の中で、「(これまでが)通算雇用1年以上」や「(今後)1年以上同一職場への派遣見込み」の労働者が対象となります。	第1号 機械等取扱	第2号 安全装置等取扱	第3号 作業手順	第4号 作業点検	第5号 疾病予防	第6号 整理整頓	第7号 事故対応	第8号 その他安全衛生の教育
第1号 機械等取扱	第2号 安全装置等取扱	第3号 作業手順	第4号 作業点検						
第5号 疾病予防	第6号 整理整頓	第7号 事故対応	第8号 その他安全衛生の教育						
第5面	<ul style="list-style-type: none">★「キャリアコンサルティング」及び「キャリアアップに資する教育訓練」は、平成27年9月30日付派遣法改正により派遣元事業主に義務付けられました。● 「I(9)①キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数」を、有資格者・派遣営業職・それ以外より選択して人数を記入し、社内外・経験または知見有りの各内訳人数を記入します。 【経験も知見も共にはない方は担当者とすることができません。】● 「I(9)③キャリアアップに資する教育訓練」の対象となる派遣労働者は3種類に区分され、その区分別に第5面を作成する必要があります。								

第2面（6）雇用安定措置について

●雇用安定措置の対象者

①派遣先の同一組織単位の業務に関して1年以上の派遣業務が見込まれる 有期雇用派遣労働者 であって当該派遣終了後も 継続して就業することを希望する者。

【対象外】・無期雇用労働者 ・60歳以上 ・有期プロジェクト業務 ・日数限定業務
・育児、介護休業取得者の代替要員

②派遣元事業主に雇用された期間が通算して1年以上の有期雇用派遣労働者（①を除く）

③派遣元事業主に雇用された期間が通算して1年以上であり、今後派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（登録中の者を含む）

●対象派遣労働者数は、各期間に該当する就業継続を希望者の総数。（延べ人数）

※雇用安定措置を講じなかった人数を含む。

●3年見込み（派遣就業期間）の場合、雇用安定措置は義務。それ以外は努力義務。

●1人に対して複数の措置を講じた場合、各々の号数に人数を計上する。

派遣契約期間（就業）が

1年以上3年以下か

YES

→ 3年見込 ⇒ 3年見込み欄に該当 ⇒ 義務（1～4号）

→ 1～3年未満 ⇒ それぞれの見込み期間欄に該当
⇒ 努力義務（1～4号）

N

O ⇒ 通算雇用期間が
1年以上か

YES

⇒ 努力義務

1年未満見込み欄に該当
⇒ 努力義務（2～4号）

N

O ⇒ 対象外

派遣契約期間（就業）が一年未満

YES

⇒ 努力義務（2～4号）

かつ通算雇用期間が1年以上か

N

O ⇒ 対象外

（登録中の者も含む）